

第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月20日(木) 午後2時00分～午後4時09分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(17人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、17番 橋本 幸雄、18番 大野 悟、19番 大野 寛文 4. 欠席委員(1人) 5番 川上 恵 5. 出席推進委員(4人) 2番 岡崎 一徳、9番 大森 悦郎、13番 大谷 頼正、19番 山本 幸一 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第281号)の承認について 日程第8 議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画(第282号)の承認について 日程第9 議案第8号 那須烏山市地域計画(案)の策定に係る意見について 日程第10 議案第9号 那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 課長補佐 江守 浩史	
事務局長(森林)	ただいまから令和7年第2回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(森林)	本日は、5番 川上 恵 委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、18名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。

会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ）
議長	議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読、議案第1号整理番号7は令和7年2月17日付け取下願を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名人は 6番 小口 久男 委員、7番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1・2・9番、8番 黒須 明 委員。整理番号3番、19番 大野 寛文 委員。整理番号4番、7番 荒井 喜代子 委員。整理番号5番、3番 中村 東 委員。整理番号6番、9番 奥畑 智子 委員。整理番号8番、6番 小口 久男 委員。
8番 黒須 明 委員	2月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梅、栗。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作す

(8番 黒須 明 委員)	ると、認められる。参考 経営面積、田 50 a、畑 7 a、計 57 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 2月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ネギ、大根、白菜他。農業従事年数及び農業形態、約15年。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約1m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 2月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号9のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜。農業従事年数及び農業形態、約60年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 35 a、畑 8 a、計 43 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
19番 大野 覚文 委員	2月13日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親類。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約100m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 106 a、畑 12 a、計 118 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7番 荒井 喜代子 委員	2月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、

(7番 荒井 喜代子 委員)	受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、田植機2台、コンバイン3台。取得地への通作距離、約 2.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 2,480 a、畑 60 a、樹園地 17 a、計 2,557 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
3番 中村 東 委員	2月10日、渡人と、2月16日、担当推進委員、渡人、受人の知り合いの●●●さんと、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農産物の生産、加工及び販売。農産物の貯蔵及び運搬。昨年11月に立ち上げたばかりなので、これからの予定となります。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 1、代表社員、年間 90 日。●●● 1、業務執行社員、年間 150 日。農業関係者の議決権の割合、100%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約 159 km、●●●にある本社からの距離。農地等の効率的利用は、近隣の方に一部管理していただけるなら可能かと思います。参考 経営面積、なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、取得地について耕作すると認められるかどうかの判断が困難であったため、皆さんにご審議いただきたく、よろしく願いいたします。
9番 奥畑 智子 委員	整理番号6番の受人がこれから行う太陽光発電事業の敷地で現地調査前日に火事があり、約1haが焼けたと翌日の新聞にありましたが、古い草刈機のエンジン部分に草が詰まったままにしていたところに発火したことが原因だそうで、今後の対応策として、新しい草刈機を購入し、その草刈機に消火器を設置するとのことです。また、事業面積は50ha未満を予定しており、県の要綱等に従い関係調査の手続きが終了し次第、令和8年1月以降に開始するそうです。2月12日、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定40年間、賃貸借。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、太陽光発電事業を行うにあたり敷地内に橋があるため、その部分について区分地上権を設定するものです。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
6番 小口 久男 委員	2月13日、担当推進委員、受人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は

(6番 小口 久男 委員)	議案第1号、整理番号8のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、白菜、ニラ他。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約6.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田24a、畑31a、樹園地2a、計57a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
13番 大谷 頼正 推進委員	特にありません。
19番 山本 幸一 推進委員	特に問題ありません。
	< 他に意見なし >
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号5番について、主たる事業に、農産物の生産、加工及び販売等とありますが、これは予定ですか。
3番 中村 東 委員	そうです。受人は令和6年11月に設立したばかりなので、これからの予定となります。
10番 小池 進 委員	別の法人として行っている営農型のところの作付け状況は、今はどうなっているんですか。
3番 中村 東 委員	きちんと管理されており、榊が植えてあります。ただ、榊はまだ小さいので、どのくらいで販売となるかは不明です。
4番 堀江 恒夫 委員	資料21ページの「6 作付・管理計画」の就労日数が機械的な数字なので、もう少し修正いただければと思います。2年目、3年目、4年目と、榊が成長するにつれて手間がかかると考えられますので。また、●●●から160km近い距離を通作できるのかは疑問ですが、渡人の●●●さんや知り合いの●●●さんの力を借りれば榊の栽培は可能なのかなとも思います。わかる範囲で説明してください。
事務局（大橋）	今回提出いただいた営農計画では、●●●氏、●●●氏それぞれが90日ずつ農作業に従事することとなっております。

6 番 小口 久男 委員	●●●に管理を委託した場合に、法人としては農作業に従事しないということになるなら、許可してよいものかわからないのですが。許可とする根拠も不許可とする根拠もあいまいで、難しいところと思います。
15 番 石川 翔平 委員	実際のところ、使用人がいない場合、本当に約 160 kmを通作できるのか、疑問に思います。
7 番 荒井 喜代子 委員	まだ売上がなく書類上は見込みばかりの状態なので、これでやっていけるかというのは、全て想像の中の出来事のように感じられてなりません。合同会議にどなたかに出席いただき、詳しく話を聴くというのはいかがでしょうか。
議長	休憩いたします。 （ 午後 2 時 49 分 ）
議長	再開いたします。 （ 午後 3 時 06 分 ）
議長	＜ 他に質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、整理番号 1 番から 4 番、6 番、8 番、9 番については、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。また、整理番号 5 番については、継続審議とし、申請人に、「①農業振興専門委員会及び農地専門委員会合同会議に出席」及び「②営農計画書を修正して再提出」をいただき、営農計画等について聴取を行い、その内容を踏まえて次の総会で再度審議することに、ご異議ございませんか。
議長	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、整理番号 1 番から 4 番、6 番、8 番、9 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。また、整理番号 5 番については、継続審議とし、申請人に、「①農業振興専門委員会及び農地専門委員会合同会議に出席」及び「②営農計画書を修正して再提出」をいただき、営農計画等について聴取を行い、その内容を踏まえて次の総会で再度審議することに決定いたしました。
事務局（中山）	次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第 2 号 議案書の朗読 ＞

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、9番 奥畑 智子 委員。
9番 奥畑 智子 委員	2月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が道を挟んで雑種地、南が宅地、北が道を挟んで雑種地。同意書、なし。転用計画、転用事業者は、農業を営んでおり地元●●●の野菜直売所に栽培した野菜を出荷していたが、その直売所が廃止となり本人及び地元農家の野菜の売り先がなくなってしまったことから、自ら野菜直売所を設置する計画をし、今回の申請に至った。総事業面積、185 m²。転用面積、185 m²。転用目的、野菜直売所（無人）、駐車場（砂利敷き等なし）。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年4月1日から令和7年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当（代理） 18番 大野 悟 委員、何かありますか。
18番 大野 悟 委員	特にございません。 < 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（中山）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、8番 黒須 明 委員。整理番号2番、11番 檜山 徳夫 委員。
8番 黒須 明 委員	2月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地・畑、南が宅地、北が畑。同意書、なし。地権者へ説明済、一部申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と●●●地内で生活しているが、住居が市の道路整備事業の起業地に該当したため移転を余儀なくされ、移転先は長年住み慣れた●●●地内がよいと考え土地を探していたところ、申請地を取得できるようになり、今回の申請に至った。総事業面積、789.08㎡、うち266.08㎡は宅地であり進入路として取得予定。転用面積、523㎡。転用目的、一般住宅 木造平屋建 149.19㎡。建築面積、149.19㎡。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、市営下水道。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、那須烏山市との「物件移転等通常受ける損失補償契約書」の写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年3月1日から令和7年8月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
11番 檜山 徳夫 委員	2月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が宅地、南が原野、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、使用貸借権の設定40年間。転用計画、転用事業者は、個人で土木工事業を営んでおり、残土置場が必要であったため親が所有する土地の一部を残土置場として使用していたが、農地法の許可を取得していなかったため、今回の申請に至った。始末書あり。転用面積、1,265㎡。転用目的、残土置場。進入箇所、北側。被害防除対策、申請地周辺に土砂が崩壊し流出することがないように残土を置く。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、現状のまま使用するため工事はなし。事業着工の時期、現状のまま使用するため工事はなし。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。なお、残土の中にコンクリートの破片等が含まれていたため、適正に処理するよう依頼し、本人から了解を得ております。また、搬入の際には、まちづくり課に連絡するようお願いしてあります。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
13 番 大谷 頼正 推進委員	特に問題ありません。
9 番 大森 悦郎 推進委員	特に問題ありません。
	< 他に意見なし >
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 18 番 大野 悟 委員、何かありますか。
18 番 大野 悟 委員	ただいまの報告にあったとおり、既に残土置場として使用されている状況で、残土の中にコンクリートの破片等が含まれていたため、適正に処理するよう依頼し、本人から了解を得ております。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、12 番 田澤 稔 委員。整理番号2番、15 番 石川 翔平 委員。

12 番 田澤 稔 委員	2月12日に、担当推進委員、願出人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成13年3月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、無断転用。昭和48年のことなので、願出人は当時の状況を把握できておりませんでした。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約50年。昭和48年に倉庫を建築し、有限会社●●●の倉庫兼店舗敷地として●●●と一体的に利用するようになり、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地（倉庫兼店舗敷地）。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
15 番 石川 翔平 委員	2月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号2のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和48年3月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的、県が県職員宿舎を建設。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約47年。昭和52年から県（警察）職員宿舎敷地として栃木県に貸していたが、令和6年に利用者がほぼいなくなったため、栃木県から土地の返却を受けた。令和6年12月から栃木県にて建物解体工事を開始し、現在に至る。現在も解体工事中。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地（県職員宿舎敷地）。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか
2 番 岡崎 一徳 推進委員	特に問題ないと思います。
	< 他に意見なし >
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定すること、ご異議ございませんか。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
事務局（中山）	次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
議長	< 議案第5号 議案書の朗読 > 調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、19番 大野 覚文 委員。
19番 大野 覚文 委員	2月13日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、●●●、昭和59年3月 売買により取得、名義は亡父 ●●●氏。●●●、平成5年10月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成7・8年頃から不耕作となり、雑木や篠等が繁茂し、現在に至る。現地は中に入れる状況ではありませんでした。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交

(議長)	付することに決定いたしました。
	次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第281号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第281号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第281号）については、新規9件、更新23件です。利用権の設定を受ける者15名、利用権を設定する者31名です。利用権の設定面積は、124,439㎡です。令和6年度累計は、1,182,352.54㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年2月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第281号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第281号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。
	次に、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第282号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第7号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第7号 那須烏山市農用地利用集積計画（第282号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積 計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第282号）については、新規5件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者5名、面積11,591㎡です。令和6年度累計は、169,702㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年2月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第282号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第282号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第9 議案第8号 「那須烏山市地域計画（案）の策定に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第8号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（江守）	農業委員会の皆様には地域計画の策定にあたり、目標地図の作成、地域での話し合いへの参加等、多岐に渡りご協力いただき誠にありがとうございました。今回、目標地図とともに計画（案）の作成が終了したことから、皆様に計画（案）を

(農業振興グループ(江守))	ご一読いただきご意見を求めるものです。この地域計画は、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の改正により「人・農地プラン」からの変更が求められ、令和7年3月までに作成するため、全国の自治体で作成が進んでいるところです。農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により計画(案)ができた場合、第19条第6項の規定により農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の意見聴取が必要となります。今後は、計画(案)に修正等が加えられ、一般に公開して意見を求め、2週間の縦覧を経て公告となります。 内容についてですが、地区は市内を29地区に分けて記載しております。「1 地域における農業の在り方」の(1)は、地域の農地の面積を記載しました。(2)・(3)は、各地域の地形的な特色、農地や担い手の状況、作付け状況、課題等をわかる範囲で記載しました。「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」以降の内容は、各地区の問題というよりは、全地区的に抱える課題、農業行政にかかわる内容と判断しましたので、大きな枠で捉え、29地区ほぼ同じような内容で記載しました。先行策定の他の計画(市地域農業振興ビジョン、農業経営基盤強化に関する基本構想)の内容と齟齬が生じないような内容としました。任意記載事項の課題の中では、昨年地域の話合いで出された問題や課題について記載しました。「4 地域内の農業を担う者一覧」は名前を伏せておりますが、各地区の認定農業者、新規就農者、集落営農者等を記載しております。 この地域計画は、毎年、地域の話合い等を経て目標地図や記載内容の加除・修正が施され、10年後に目指す地域の姿を作っていくものです。今後、皆様のご協力を得ながら計画のバージョンアップを図っていきたいと考えております。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 堀江 恒夫 委員	全体的に「将来の目標とする集積率」が65%ですが、現状はどのくらいなのでしょう。また、市全体の目標なので同じ文章となる部分もあると思いますが、場所によっては耕地整理されていないところも農地バンクを使って集積していきましようというのは、いかがなものかと思えます。細かく言うと、資料15ページの1(3)の3つ目に、「市と連携して国見みかんの保全とブランド力の向上に努めていく」とありますが、誰がやるのでしょうか。これからますます高齢化して農業者が減っていく中で誰がやるのか、その辺も考慮していただいた上で作成いただければと思います。
農業振興グループ(江守)	他の計画で那須烏山市の集積率は40~65%となっておりますので、上限の65%を記載しました。県の方では80%を謳っているのが難しいところではありますが。現状の集積率はまだ出していないのですが、30%前後くらいだと思っております。記載内容については、今後修正して公告したいと思えます。
12番 田澤 稔 委員	1(1)⑤の下、「(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計」と「うち後継者不在の農業者の農地面積の合計」が全地区とも同じ数字ですが、そうすると、那須烏山市は全ての地区において後継者がいないということに

(12番 田澤 稔 委員)	なるのではないのでしょうか。もう少し精査していただければと思います。また、昨年7月の話合いに参加した際、農協の担当者がいたので、計画を組んだり集積したりするのはいいが、その裏付けとしてどういう品目であればどれくらいの価格でどれくらい売れるのか、市場でのニーズはどれくらいあるのかを農協から出してほしいと伝えたところです。具体的な品目、数量、利益率等、農協の明確な数字から将来性がわかる状態でないと、今後の収支計画が見込めない状態では、若い農業者は誰ものってこないと思いますし、投資計画なんて誰も組むわけがありません。農協のポジショニングは非常に重要で、農協との連携なくしてこうした計画、マーケティングは成立しないものと思います。その辺はどう捉えているのでしょうか。
農業振興グループ（江守）	農協との協力関係につきましては、農業の振興を図る上では農協のお力添えが必ず必要と認識しております。3(5)に農協との協力体制を記載していますので、今後更に強化していきたいと考えております。
議長	＜ 他に質疑なし ＞ ただいま上程中の、議案第8号 「那須烏山市地域計画（案）の策定に係る意見について」 は、これまでの意見をまとめて提出することに、ご異議ございませんか。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第9 議案第8号 「那須烏山市地域計画（案）の策定に係る意見について」 は、これまでの意見をまとめて提出することに決定いたしました。 次に、日程第10 議案第9号 「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」 を議題いたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第9号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長（森林）	お配りしました資料をご覧ください。1～3ページが新旧対照表、4～6ページが変更後のあっせん基準（案）となっております。はじめに、この農地移動適正化あっせん基準とは、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地等についての権利移動あっせん事業を円滑適正に行うための基準です。基本的に5年ごとに農林業センサスの結果を踏まえての見直しや、農業・農地事情の変動を勘案しての

(事務局長 (森林))	見直しを行っているところですが、今回は、農業経営基盤強化促進法等の改正を踏まえての見直しとなります。 変更内容をご説明いたしますので、資料1ページをご覧ください。1点目は、「3 農用地等の権利取得者」について、これまでは農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構が含まれていましたが、削除となります。2点目は、「5 農用地等の権利取得者のあっせん順位(変更前)」、「6 農用地等の権利取得者が2人以上いる場合のあっせん順位(変更前)」について、これまではあっせん希望者に順位付けを行う形でしたが、順位付けがなくなり、認定農業者又は認定就農者を優先する形となります。詳細は資料2ページ上段のアからエのとおりです。5と6が一つにまとまることで次からの番号が一つずつ繰り上がります。3点目は、「5 農用地等の権利取得者のあっせん(変更後)」の(3)に、基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画の区域内においては、(1)・(2)の規定にかかわらず、アからウまでに掲げる基準を勘案してあっせんすること、という項目が追加となります。次に資料3ページをご覧ください。4点目は、「7 あっせん譲受け候補者名簿の作成(変更後)」について、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなすこととなります。最後に、5点目は、「8 あっせんを行う場合(変更後)」について、地域計画の区域内において、農用地等の所有者及び名簿に登載されている者から当該農用地等の利用権の設定等についてあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において委員会によるあっせんを行うこととする、という記載が追加となります。 この農地移動適正化あっせん基準によってあっせんを行う場合のメリットとしては、農地の売り手は長期譲渡所得税の控除、買い手は不動産取得税の控除や所有権移転登記を農業委員会に嘱託できる、といったものがあります。また、デメリットとしては、取扱いが農業振興地域内の農用地区域のみであること、農地に抵当権、仮登記、賃借権等の権利設定がなされていないことが条件であること、手続きに4～5か月かかること、等が挙げられます。 今後につきましては、本日の総会で承認をいただいたのち、県に提出することとなり、施行時期は、県知事の認定を受けた日となります。説明は以上となります。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 堀江 恒夫 委員	「4 農用地等の権利取得者のうち農業を営む者の要件」の(3)についてですが、経営主が60歳以上で後継者がいない場合は、このあっせんは受けられないということですか。
事務局長 (森林)	そうです。 < 他に質疑なし >

議長	ただいま上程中の、議案第9号「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」は、案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第10 議案第9号「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」は、案のとおり承認し、県塩谷南那須農業振興事務所に提出することといたします。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 4時 09分) 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和7年2月20日 議 長 6 番 7 番